

# 平成30年度 環境衛生業務実施計画

施設数はH30.3月末時点(水道関係施設はH29.12月末)

対象施設の種類	施設数	頻度	監視目標数
●公衆浴場	130		104
循環式浴槽(毎日換水以外)	46	1回/年	46
循環式浴槽(毎日換水)	48	1回/2年	17
入替式浴槽(温泉利用)	2	1回/年	2
岩盤浴・サウナなど	17	1回/4年	7
その他(休業施設含む)	17	適宜	
浴槽水水質検査			32
●旅館・ホテル	213		57
循環式浴槽	42	1回/年	42
温泉利用の共同浴槽	3	1回/年	2
温泉以外の共同浴槽	36	適宜	
その他(共同浴槽がない施設や休業施設)	132	適宜	
浴槽水水質検査			13
●温泉利用施設	34		25
ホテル・旅館、公衆浴場、病院など	25	1回/年	25
その他(上記以外と休業施設)	9	適宜	
●興行場	28	1回/2年	14
●理容所	1076	適宜	55
●美容所	1860	適宜	50
●クリーニング所	724		5
普通クリーニング、リネンサプライ	209	適宜	
おしぼり細菌検査			2
テトラクロロエチレン使用施設排液検査			3
取次のみ	515	適宜	
●無店舗取次店	7	適宜	
●コインランドリー	81	適宜	
●プール	195	1回/4年	40
●水道関係施設	(29年12月末数)		11
簡易水道	1	1回/2年	1
専用水道	1	1回/2年	0
簡易専用水道、小規模貯水槽給水施設	3816		10
●特定建築物	343		15
特定建築物(全施設維持管理状況報告書提出)	343	1回/年	
特定建築物	346		15
●事業登録	155	1回/6年	28
●化製場等	4	1回/2年	2
●ペット霊園	7	1回/2年	3

## ◆ 試験・検査計画

検査対象	検査項目	検体数
公衆浴場、旅館業 浴槽水	浴槽水水質基準項目	46
クリーニング所 おしぼり	おしぼり衛生基準項目	6
クリーニング所 ドライ機廃液	テトラクロロエチレン	3
家庭用品(衣類・洗剤・塗料・接着剤)	ホルムアルデヒドなど	24
冷却塔水	レジオネラ属菌など	10
貯水槽水(防錆剤使用施設)	五酸化リンなど	3
海水浴場水	セシウム134、セシウム137	8